

令和3年度

東郷中央土地区画整理事業

保留地分譲(先着順)要項

【申込受付】

日時:令和3年7月19日(月) から随時(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後5時(正午から午後1時を除く)

場所:愛知郡東郷町大字春木字北反田8番地

東郷中央土地区画整理組合事務所

東郷中央土地区画整理組合

保留地分譲(先着順)実施要項

東郷中央土地区画整理組合

1 要項の目的

この要項は、東郷中央土地区画整理事業（以下、「本事業」という。）において、東郷中央土地区画整理組合（以下、「組合」という。）が実施する保留地分譲（先着順）に必要な事項を定めることを目的とする。

2 物件の表示

街区	画地	面積		価格			備考
		m ²	坪(約)	円/m ²	円/坪(約)	価格	
4	4-2	282.28	85.38	130,000	429,800	36,696,400	西道路 ゴミ置場隣接
19	1	490.15	148.27	145,000	479,300	71,071,750	北・西道路 ゴミ置場隣接
28	1-2	218.37	66.05	145,000	479,300	31,663,650	北道路 電柱あり
32	7	320.15	96.84	149,000	492,600	47,702,350	南道路
40	10	244.23	73.87	148,000	489,300	36,146,040	南道路
41	2	181.50	54.90	146,000	482,600	26,499,000	北道路

3 買受申込みの資格

買受申込みに参加できる方は、個人又は法人を問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は、買受申込みすることができません。また、代理人としても申込みすることができません。後日、買受申込みの資格がないことが判明した場合、その買受申込みは無効となります。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者
- (3) 本実施要項に基づく指示に従わない者
- (4) 組合又は東郷町の行った財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から2年間を経過していない者
 - ア 売買契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - イ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者又は正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者

4 買受申込方法

申込みは買受申込書の持参のみとなります。電話、ファックス、郵送及び電子メール等による申込みは受付できません。

5 買受申込みに必要な書類等

- ① 買受申込書 …… 組合より様式を配布
- ② 委任状（申込者でない方が窓口に来る場合） ……組合より様式を配布
- ③ 住民票（個人の場合）…原本
- ④ 現在事項全部証明書（法人の場合）…原本
- ⑤ 身分証明書（運転免許証、健康保険証等） ……本人確認のため提示を求めます。
 - ※1 複数物件に申込まれる場合は、①②については、物件ごとに必要です。
 - ※2 ③④は、発行後3ヶ月以内のものがが必要です。
 - ※3 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。
 - ※4 ⑤は代理人が持参する場合は代理人のものをご準備ください。

6 申込みに当たっての留意事項

申込書類（「5 買受申込みに必要な書類等」参照）に必要事項を記入し、認印を押印（シャチハタ不可）のうえ、住民票等を添えて提出してください。

7 売却決定

先着順により売却を決定した方には、組合より売却決定通知書を交付します。
なお、組合が同時と判断した場合は、「くじ引き」により売却を決定します。

8 契約の締結

- (1) 売却決定の日から10日以内に売買契約を締結していただきます。
買受人は、契約締結までに売渡価格の100分の10に相当する金額（1万円未満切捨て）を契約保証金として納付してください。契約保証金は原則、口座振込みでお願いします。
- (2) 買受人が、正当な理由なく上記の期日までに売買契約を締結しないときは、売却決定を取り消します。
- (3) 売買契約の締結は、買受申込者で契約を締結することになります。（申込者本人を含む共有名義への変更に限り可）
- (4) 売買契約に要する収入印紙は、買受人の負担となります。
- (5) 契約を締結した日から50日以内に売買代金を納付しなければなりません。

9 契約の条件

契約内容については、別紙契約書標準様式を参照してください。

1 0 所有権の移転等

- (1) 本件土地の所有権移転の登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定により換地処分に伴う登記が完了した後に申請するものとします。
- (2) 前項の登記に関する諸費用は、買受人の負担となります。
- (3) 土地の引渡し以後における公租公課は、買受人の負担となります。

1 1 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税の費用
- (3) 土地の引渡し以後における公租公課
- (4) その他契約に要する費用

1 2 地区計画等

本件土地は、東郷セントラル地区計画により建築物に対する制限が設けられています。別添資料のとおりです。

その他、建築物等の用途の制限がありますので、別添資料を参照のうえ、ご不明な点は東郷町都市計画課までお問合せください。

1 3 留意事項

- (1) 買受申込みされる方は、この要項及び別紙契約書標準様式に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 現状有姿での売買ですので、十分に現地を確認のうえ、申込みしてください。

1 4 問い合わせ先

東郷中央土地区画整理組合

電話 (0561) 76-1720 FAX (0561) 76-1722

[メールアドレス] togochuo.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp

担当 渡邊、寺島

以上